

総務省 規制の事前評価書

(電波の利用状況の調査等に係る周期の見直し)

所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 電波政策課

電話番号：03-5253-5909

e-mail：radio_act_review@ml.soumu.go.jp

評価年月日：平成 29 年 2 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

電波の利用状況の調査等とは、総務大臣が、電波が有効かつ効率的に利用されているかについて周波数帯ごとに電波の利用状況を調査し、有効利用の程度を評価した上で結果を公表するという制度である。評価結果については、総務大臣が電波の再配分を行うために周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進する際に、判断材料として活用されている。電波は有限かつ希少な資源であり、今後さらに増大すると想定される周波数に対する需要に対応するためには、本件電波の利用状況の調査等により電波が有効かつ効率的に利用されているかを把握し、電波の有効利用を図ることは非常に重要である。

現状、電波の利用状況の調査等の周期については、情報通信の技術革新のスピード、国際的な周波数分配を決定する世界無線通信会議の開催間隔（2～3年）、無線局免許の有効期間（5年）を考慮して、おおむね3年ごとに行うこととしている。また、電波の利用状況の調査等の実施に当たっては、全ての周波数帯を3つに区分し、毎年、一の区分ごとに実施している。また、調査項目については、電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）により定められており、免許人の数や無線局の数等については総務省がデータベースに基づいて調査し、無線局の具体的な使用の実態や電波を有効利用するための計画等については免許人からの調査票回答により調査している。

平成14年に電波の利用状況の調査等の制度が創設されてから、3年ごとに電波の利用状況の調査等を実施しているところ、その後の無線局を取り巻く環境の変化に伴い、一部の無線システムでは、技術革新のスピードが速く、毎年のように技術基準の見直しが行われ、新たな技術を用いた無線通信サービスを提供するものが出現している。また、この間、それらの無線システムでは、無線局の数が著しく増加しており、その中には、無線局の数の年単位での著しい増加に伴い使用している電波の周波数がひっ迫し、追加的な割当てを行う必要があるものも現れている。こうした技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の数の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい無線システムについては、3年という周期ではなく、より短い周期で電波の再配分が迅速かつ適確に行われることが必要とされるが、そのためには、最新の技術の利用状況、追加的な周波数割当てに対するニーズなど電波の利用状況を、従来の「おおむね3年ごと」よりも短い周期で把握する必要がある。

一方で、無線システムの中には、技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していないものもある。また、現在は技術革新等がそれほど速く

ない無線システムであっても、技術革新が年単位で急速に進む状況になることもあり得るなど、技術革新の動向や周波数に対する需要は、時期に応じて変化することも想定されるため、適切なタイミングで電波の利用状況の調査等を実施する必要性が生じているところである。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

① 新設又は改廃の目的

電波の利用状況の調査等の周期を、現行のおおむね3年ごとではなく、総務省令で定める期間ごととすることにより、技術革新の動向や周波数に対する需要の動向を勘案して、適切なタイミングで電波の利用状況の調査等を実施することとし、より短い周期で電波の再配分を迅速かつ適確に行うことで、新たな無線システムが速やかに導入され、従来よりも早く無線通信サービスが利用可能となるなど、社会における無線通信の利用の促進、無線通信サービスの向上を図り、電波の有効利用に資するため。

② 新設又は改廃の内容

これまで、「おおむね3年ごと」とされていた電波の利用状況の調査等の周期について、技術革新の動向や周波数に対する需要の動向を勘案して、「総務省令で定める期間ごと」とする。

具体的には、調査の手續等について定めている電波法第26条の2第1項の総務省令において、技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の数の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい無線システムの周波数帯の電波に係る電波の利用状況の調査等は毎年行うこととし、その他の無線局の周波数帯の電波に係る電波の利用状況の調査等は従来どおり3年ごとに行うこととすること等を定めることとする。

③ 新設又は改廃の必要性

近年、技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の数の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい無線システムが現れている。そのような無線システムの中には、無線局の数の増加に伴って周波数がひっ迫し、追加的な周波数割当てを行う必要があるものもある。こうした事情を鑑み、最新の技術の利用状況、追加的な周波数割当てに対するニーズなど電波の利用状況を毎年把握する必要のある分野においては、電波の利用状況の調査等の結果に基づく電波の再配分を迅速かつ適確に行う必要があることから、電波の利用状況の調査等の周期を従来の「おおむね3年ごと」から短縮する必要がある。他方、市場の縮小に伴い無線局の数が減少している無線システムや、技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していないものなどについては、従来の調査周期を短縮する必要はない。

そのため、これまで一律におおむね3年ごととされていた電波の利用状況の調査等の周期について、技術革新の動向や周波数に対する需要の動向を勘案して、周波数ごとに1年から3年の範囲内でそれぞれ周期を定める必要がある。

(3) 関連する主要な政策

情報通信（ICT政策） 政策12「情報通信技術利用環境の整備」

政策13「電波利用料財源による電波監視等の実施」

(4) 法令の名称・関連条項とその内容 ※改正後の条項

- 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・第 26 条の 2（電波の利用状況の調査等）

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

① 遵守費用

新たに 3 年未満の周期で電波の利用状況の調査等を行う対象となった無線局の免許人については、調査に係る書類の作成、提出等の費用が見込まれるが、無線局の具体的な運用実態など調査票で回答することとなっている項目は、十数個に限定されており、かつ、一般的な免許人であれば当然に把握している情報を簡便な方式で回答できるものとしており、免許人の負担が過大なものとならないようにすることから、費用の増加は限定的である。

なお、現行と同様の 3 年ごとに電波の利用状況の調査等を行うこととなる周波数帯の電波については、従来と同様であり、費用の増加は想定されない。

② 行政費用

新たに 3 年未満の周期で電波の利用状況の調査等を行う必要があると判断された周波数帯の電波については、当該電波の利用状況の調査等に係る事務の費用が見込まれるが、3 年未満の周期で電波の利用状況の調査等を行うこととする対象は、携帯電話及び全国 BWA（広帯域移動無線アクセスシステム）といった技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の数の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい無線システムが使用する周波数帯の電波に限定され、電波の利用状況の調査等を行う対象とする無線システムとして現在分類している無線システムの種類の数の割合でいえば、1 割程度のものである。

これらについて、総務省ではまず、免許人の数や無線局の数などの調査項目についてデータベースから機械的にデータを抽出する必要があるものの、すでに保有しているデータを抽出するのみであることから、当該作業に係る費用の増加はほとんど見込まれない。また、調査結果に基づく評価・公表には一定の費用を要するものの、上記のとおり当該無線システムの種類の数は全体の 1 割程度にすぎないことから、費用の増加は限定的である。

なお、現行と同様に 3 年ごとに電波の利用状況の調査等を行うこととなる周波数帯の電波については、従来と同様であり、費用の増加は想定されない。

③ その他の社会的費用

特に想定されない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

新たに 3 年未満の周期で電波の利用状況の調査等を行う対象となった無線局の免許人については、当該電波の利用状況の調査等の結果、追加的な周波数割当てが実施されることとなった場合には、従来より迅速かつ適確に電波の再配分を受けることが期待できる。

②行政便益

技術革新の動向や周波数に対する需要の動向を勘案して電波の利用状況の調査等の周期を周波数ごとに適切に設定することによって、一律におおむね3年ごとと定められている現行制度より柔軟に電波の利用状況の調査等を行うことが可能となり、最新の技術の利用状況、追加的な周波数割当てに対するニーズなど電波の利用状況を迅速かつ適確に把握することが可能となると期待でき、従来より迅速かつ適確に電波の再配分を実施することが可能となる。

③その他の社会的便益

従来より迅速に電波の再配分の必要性を把握することができるようになり、従来より短い周期で電波の再配分が迅速かつ適確に行われることで、新たな無線システムが速やかに導入され、従来よりも早く無線通信サービスが利用可能となるなど、社会における無線通信の利用の促進、無線通信サービスの向上が図られ、電波の有効利用に資することが期待できる。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

電波の利用状況の調査等の周期について、技術革新の動向や周波数に対する需要の動向を勘案して、周波数ごとに1年から3年の範囲内でそれぞれ周期を定めることにより、現行制度より柔軟に電波の利用状況の調査等を行うことが可能となり、最新の技術の利用状況、追加的な周波数割当てに対するニーズなど電波の利用状況を迅速かつ適確に把握することが可能となることから、従来より迅速に電波の再配分の必要性を把握することができるようになり、従来より迅速かつ適確に電波の再配分を実施することができる。また、その結果として、新たに3年未満の周期で電波の利用状況の調査等を行う対象となった無線局の免許人については、当該電波の利用状況の調査等の結果、追加的な周波数割当てが実施されることとなった場合には、従来より迅速かつ適確に電波の再配分を受けることが期待できる。また、従来より短い周期で電波の再配分が迅速かつ適確に行われることで、新たな無線システムが速やかに導入され、従来よりも早く無線通信サービスが利用可能となるなど、社会における無線通信の利用の促進、無線通信サービスの向上が図られ、電波の有効利用に資することが期待できる。

その一方で、新たに3年未満の周期で電波の利用状況の調査等を行う必要があると判断された周波数帯の電波については、当該電波の利用状況の調査等に係る事務の費用の増加が見込まれるが、3年未満の周期で電波の利用状況の調査等を行うこととする対象は、技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の数の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい無線システムが使用する周波数帯の電波に限定され、無線システムの種類の数の割合でいえば1割程度のものである。これらについて、データベースから機械的にデータを抽出する作業に関しては、すでに保有しているデータを抽出するのみであることから、費用の増加はほぼ見込まれず、また、調査結果に基づく評価・公表に係る費用についても、無線システムの種類の数の割合（全体の1割程度）からみて、費用の増加は限定的である。その他、新たに3年未満の周期で電波の利用状況の調査等を行う対象となった無線局の免許人は、調査に係る書類の作成、提出等の費用が見込まれるが、無線局の具体的な運用実態など調査票で回答することとなっている項目は、十数個に限定されており、かつ、一般的な免許人であれば当然に把握している情報を簡便な方式で

回答できるものとしており、免許人の負担が過大なものとならないようにすることから、費用の増加は限定的である。

以上のことから、新たな無線システムが速やかに導入され、従来よりも早く無線通信サービスが利用可能となるなど、社会における無線通信の利用の促進、無線通信サービスの向上が図られ、電波の有効利用に資することが期待できるという重要な便益が確保される一方、費用は限定的であり、便益が費用を上回ることから、本改正を行うことは適切であると考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

(1) 代替案

全ての周波数帯の電波について、一律で1年ごとに電波の利用状況の調査等を行うこととする。

(2) 代替案の規制の費用

① 遵守費用

全ての周波数帯の電波について一律で1年ごとに電波の利用状況の調査等を行うこととすると、全ての免許人について、毎年、調査に係る書類の作成、提出等の費用が見込まれ、現行制度の3年ごとに比べて費用が増加することとなる（技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していない無線システムが使用する周波数帯の電波を使用する免許人に対しても、一律に当該電波の利用状況の調査等に係る負担を課すこととなる。）。

② 行政費用

全ての周波数帯の電波について一律で1年ごとに電波の利用状況の調査等を行うこととすると、全ての周波数帯の電波について、毎年電波の利用状況の調査等を行う事務の費用が発生し、現行制度の3年ごとに比べて費用が増加することとなる（技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していない無線システムが使用する周波数帯の電波といった、毎年電波の利用状況の調査等を行う必要のないものまで毎年電波の利用状況の調査等を行うこととなる。）。

③ その他の社会的費用

特に想定されない。

(3) 代替案の規制の便益

① 遵守便益

電波の利用状況の調査等の結果、追加的な周波数割当てが実施されることとなった場合には、当該ニーズが高い周波数帯の電波を使用する免許人については、従来より迅速かつ適確に電波の再配分を受けることができると期待される。

ただし、技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していない無線システムが使用する周波数帯の電波を使用する免許人については、短期間で電波の再配分を受けられる可能性は極めて低い。

② 行政便益

全ての周波数帯の電波について、毎年電波の利用状況の調査等を行うこととな

り、最新の技術の利用状況、追加的な周波数割当てに対するニーズなど電波の利用状況を迅速かつ適確に把握することが可能となり、従来より迅速かつ適確に電波の再配分を実施することが可能となると期待できる。

ただし、技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していない無線システムが使用する周波数帯の電波では、短期間で電波の再配分が実施される可能性は極めて低い。

③その他の社会的便益

従来より迅速に電波の再配分の必要性を把握することができるようになり、従来より短い周期で電波の再配分が迅速かつ適確に行われることで、新たな無線システムが速やかに導入され、従来よりも早く無線通信サービスが利用可能となるなど、社会における無線通信の利用の促進、無線通信サービスの向上が図られ、電波の有効利用に資することが期待できる。

ただし、技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していない無線システムが使用する周波数帯の電波では、短期間で電波の再配分が実施される可能性は極めて低く、その便益は、ほとんど期待できない。

(4) 代替案の費用と便益の関係の分析等

代替案によると、全ての周波数帯の電波について一律で1年ごとに電波の利用状況の調査等を行うこととすることにより、現行制度より短い周期で電波の利用状況の調査等を行うこととなり、全ての周波数帯の電波について最新の技術の利用状況、追加的な周波数割当てに対するニーズなど電波の利用状況を迅速かつ適確に把握することが可能となることから、従来より迅速に電波の再配分の必要性を把握することができるようになり、従来より迅速かつ適確に電波の再配分を実施することが可能となると期待できる。また、電波の利用状況の調査等の結果、追加的な周波数割当てが実施されることとなった場合には、当該ニーズが高い周波数帯の電波を使用する免許人については、従来より迅速かつ適確に電波の再配分を受けることが期待でき、結果として、社会における無線通信の利用の促進、無線通信サービスの向上が図られ、電波の有効利用に資することが期待できる。とはいえ、技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していない無線システムが使用する周波数帯の電波では、短期間で電波の再配分が実施される可能性は極めて低く、社会における無線通信の利用の促進、無線通信サービスの向上が図られ、電波の有効利用に資することはほとんど期待できない。

費用については、一律で1年ごとに電波の利用状況の調査等を行うこととした場合、全ての免許人について、毎年、調査に係る書類の作成、提出等の費用が見込まれ、現行制度の3年ごとに比べて費用が増加することとなる。また、行政における事務の費用も増加する。

上記のとおり、代替案では、技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していない無線システムが使用する周波数帯の電波については、便益がほとんど期待できないにもかかわらず、免許人・行政に費用が発生することとなる。結果として、全ての周波数帯の電波について毎年電波の利用状況の調査等を行うことで得られる電波の有効利用による便益よりも、毎年電波の利用状況の調査等を行うことに係る費用の方が大きくなってしまふことから、本代替案は適切ではない。

(5) 代替案との比較結果

代替案と改正案の費用について、代替案においては、技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していない無線システムが使用する周波数帯の電波といった、毎年電波の利用状況の調査等を行う必要のない、ひいては電波の迅速かつ適確な再配分という便益の発生が見込まれない周波数帯の電波についても毎年電波の利用状況の調査等を行うこととなるため、行政・免許人の費用が過大となる。

また、代替案と改正案の便益について、技術革新のスピードが速く、かつ、無線局の数の増加に伴い周波数に対する需要の変化が激しい無線システムの周波数帯の電波については、どちらも従来より短い周期で電波の再配分が迅速かつ適確に行われることで、新たな無線システムが速やかに導入され、従来よりも早く無線通信サービスが利用可能となるなど、社会における無線通信の利用の促進、無線通信サービスの向上が図られ、電波の有効利用に資することが期待できる。一方、技術革新のスピードがそれほど速くなく、無線局の数も急速には増減していない無線システムが使用する周波数帯の電波では、一律で1年ごとに電波の利用状況の調査等を行う代替案によっても、短期間で電波の再配分が実施される可能性は極めて低いことから、改正案と比べても、その便益はほとんど期待できない。

よって、改正案と代替案の便益はほぼ同等と認められる一方、費用においては改正案が代替案に明らかに優ることから、現時点において講ずべき措置としては、改正案が適当である。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

○電波政策 2020 懇談会 報告書（平成 28 年 7 月 15 日公表）（抜粋）

周波数の有効利用の状況について定期的に確認・公表する仕組みを検討すべきである。具体的には、電気通信業務用の移動通信システム向け周波数帯の免許を取得している事業者から、総務大臣が周波数有効利用の状況について毎年定期的に報告を受けた上で、これを公表する仕組み等を検討することにより、周波数の有効利用に向けた正のサイクルが回るような仕組みを検討することが適当である。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

- ・電波政策 2020 懇談会 報告書（平成 28 年 7 月 15 日公表）
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000430220.pdf)

6. レビューを行う時期又は条件

今後の電波に関する技術革新の動向や周波数に対する需要の動向を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。